

長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会タスクフォース設置要綱

(目的)

第1 長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会で調査・検討する事項のうち、特定の事項に関し詳細な調査及び検討を行い、当該委員会における合意形成等に資するため、長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会設置要綱第5の規定により、タスクフォースを設置する。

(タスクフォース)

第2 設置するタスクフォースは、別表の左欄に掲げるものとし、これらのタスクフォースの所掌事項は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3 タスクフォースは、それぞれ別表の右欄に掲げる課又は所の職員をもって構成する。

(運営)

第4 タスクフォースは、必要に応じ随時開催する。

2 タスクフォースは、その所掌事項に関し、必要があると認めたときは、関係部署の職員、学識経験者その他の所掌事項に関して十分な知見を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 タスクフォースの事務局は、長野県環境部温暖化対策課に置く。

(補則)

第5 この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

(別表)

タスクフォース	所掌事項	課又は所
企画タスクフォース	(1) 全体の総合調整に関すること (2) 地球温暖化対策に係る新たな計画に関すること (3) 長野県地球温暖化対策条例(以下「条例」という。)の改正案に関すること (4) 他のタスクフォースの所掌事項に属さない事項に関すること	環境部 環境政策課 温暖化対策課
産業・業務タスクフォース	(1) 新たな排出抑制計画書制度に関すること (2) 長野県・事業者間協定制度に関すること (3) 事業者の省エネルギー政策パッケージに関すること (4) 地球温暖化対策に係る新たな計画や条例・同条例施行規則の規定のうち、産業・業務部門(事業者)の対策に係る部分に関すること (5) その他事業者の省エネルギー・自然エネルギーの促進に関すること	環境部 温暖化対策課 商工労働部 産業政策課

<p>建築タスクフォース</p>	<p>(1) 建築物の環境エネルギー性能表示制度に関すること (2) 自然エネルギー導入検討制度に関すること (3) 建築物の省エネルギー政策パッケージに関すること (4) 地球温暖化対策に係る新たな計画や条例・同条例施行規則の規定のうち、建築物部門の対策に係る部分に関すること (5) その他建築物の省エネルギー・自然エネルギーの促進に関すること</p>	<p>環境部 温暖化対策課 林務部 県産材利用推進室 建設部 住宅課 建築指導課</p>
<p>家庭・適応策タスクフォース</p>	<p>(1) 家庭の省エネルギー政策パッケージに関すること (2) 適応策パッケージに関すること。 (3) 地球温暖化対策に係る新たな計画や条例・同条例施行規則の規定のうち、家庭部門の対策に係る部分に関すること (4) その他家庭の省エネルギー・自然エネルギーの促進及び適応策に関すること</p>	<p>環境部 環境政策課 温暖化対策課 環境保全研究所</p>
<p>自然エネルギー自給戦略タスクフォース</p>	<p>(1) 自然エネルギー自給戦略に関すること (2) 自然エネルギーの導入政策パッケージ（自然エネルギー導入検討制度を除く）に関すること (3) 地球温暖化対策に係る新たな計画や条例・同条例施行規則の規定のうち、自然エネルギー部門の対策に係る部分に関すること (4) その他自然エネルギーに関すること</p>	<p>環境部 温暖化対策課 農政部 農地整備課 林務部 県産材利用推進室</p>